

河川編

平成21年(2009年)5月13日付け21建政技第61号(平成21年6月1日適用)
平成21年(2009年)11月19日付け21建政技第275号(平成22年1月1日適用)一部改正

第3編 河川編

第1章 築堤・護岸

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第3章第3節河川土工・砂防土工、第1編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。
5. 請負者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
6. 請負者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員等に確認をもとめなければならない。

建設省 仮締切堤設置基準（案）

（平成10年6月）

長野県土木部 設計基準

（平成19年）

第3節 軽量盛土工

1-3-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-3-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第4節 地盤改良工

1-4-1 一般事項

本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-4-2 表層安定処理工

表層安定処理工の施工については、第1編2-7-4表層安定処理工の規定によるものとする。

1-4-3 パイルネット工

パイルネット工の施工については、第1編2-7-5パイルネット工の規定によるものとする。

1-4-4 バーチカルドレーン工

バーチカルドレーン工の施工については、第1編2-7-7バーチカルドレーン工の規定によるものとする。

1-4-5 締固め改良工

締固め改良工の施工については、第1編2-7-8締固め改良工の規定によるものとする。

1-4-6 固結工

固結工の施工については、第1編2-7-9固結工の規定によるものとする。

第5節 護岸基礎工

1-5-1 一般事項

1. 本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、護岸基礎工の施工においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-5-3 基礎工

基礎工の施工については、第1編2-4-3基礎工（護岸、法面基礎）の規定によるものとする。

1-5-4 矢板工

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

1-5-5 土台基礎工

土台基礎工の施工については、第1編2-4-2土台基礎工の規定によるものとする。

第6節 矢板護岸工

1-6-1 一般事項

1. 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、矢板護岸の施工においては、水位観測を必要に応じて実施しなければならない。

1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-6-3 笠コンクリート工

笠コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1-6-4 矢板工

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

第7節 法覆護岸工

1-7-1 一般事項

1. 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック

工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、多自然護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。
3. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。
4. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
5. 請負者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。
6. 請負者は、法覆護岸工の施工においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

1-7-2 材 料

遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様によるものとする。

（1）遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。

- 1) 止水材の材質は、4)の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。
- 2) 被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。
- 3) 止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。
- 4) 止水材の品質規格は表1-1または2によるものとする。

表1-1 （純ポリ塩化ビニール：厚さ1mm、色：透明）

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	
比 重			1.25 以下	JIS K 6773	
硬 さ		kgf/cm ²	80±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm ²	11.8 以上	JIS K 6773	
伸 び		%	290 以上	JIS K 6773	
老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	
耐 薬 品 性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸 び 変 化 率	%	±15	JIS K 6773
		質 量 変 化 率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸 び 変 化 率	%	±7	JIS K 6773
		質 量 変 化 率	%	±1	JIS K 6773
柔 軟 性		°C	-30° 以下	JIS K 6773	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252	

表 1-2 (エチレン酢酸ビニール：厚さ 1mm、色：透明)

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	
比 重			1.0 以下	JIS K 6773	
硬 さ		kgf/cm ²	93±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm ²	15.6 以上	JIS K 6773	
伸 び		%	400 以上	JIS K 6773	
老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	
耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔 軟 性		°C	-30° 以下	JIS K 6773	
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252	

5) 被覆材の品質規格は表 1-3 によるものとする。

表 1-3 (補強布付き繊維性フェルト：厚さ 10mm)

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法
密度		g / cm ³	0.13 以上	JIS L 3204
圧縮率		%	15 以下	JIS L 3204
引張強さ		N / mm ² (kgf / cm ²)	1.47 以上 (15 以上)	JIS L 3204
伸び率		%	50 以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	95 以上	JIS L 3204

(2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。

- 1) 止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅 2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)
- 2) 止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。
- 3) 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。
- 4) 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、請負者は、耐久性に係わる試験結果を監督員等に提出するものとする。
- 5) 上記 1) 及び 3) は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。
- 6) 止水材の品質規格は、表 1-4 によるものとする。

表 1-4 止水材の品質規格

項目	規格値	試験方法
止水材の性能	25 (ml/sec) / (1.8m ²) 以下	建設省土木研究資料第 3103 号の小型浸透試験による
引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m 以上)	日本工業規格 (JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。

被覆材の品質規格は、1. (1). 5) 表 1-3 によるものとする。

(3) 品質管理

- ① 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。
- ② 請負者は、止水材および被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。
 - 1) 製品には、止水材および被覆材の各々に製造年月日および製造工場が明示されていること。(番号整理番号でもよい)
 - 2) 品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。
 - 3) 品質成績表は、通常の生産過程において 3 日に 1 回の割合で行った品質試験成績表であること。
 - 4) 製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。
 - 5) 「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において 20,000m² に 1 回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。

1-7-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第 1 編 2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

1-7-4 護岸付属物工

1. 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第 1 編 4 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 小口止矢板の施工については、第 1 編 2-3-4 矢板工の規定によるものとする。
3. プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

1-7-5 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、第 1 編 2-5-4 緑化ブロック工の規定によるものとする。

1-7-6 環境護岸ブロック工

環境護岸ブロック工の施工については、第 1 編 2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

1-7-7 石積(張)工

石積(張)工の施工については、第 1 編 2-5-5 石積(張)工の規定によるものとする。

1-7-8 法枠工

法枠工の施工については、第1編2-14-4法枠工の規定によるものとする。

1-7-9 多自然川づくり

多自然川づくりの施工については、第1編2-3-26多自然川づくりの規定によるものとする。

1-7-10 吹付工

吹付工の施工については、第1編2-14-3吹付工の規定によるものとする。

1-7-11 植生工

植生工の施工については、第1編2-14-2植生工の規定によるものとする。

1-7-12 覆土工

覆土工の施工については、第1編第3章第3節河川土工・砂防土工の規定によるものとする。

1-7-13 羽口工

羽口工の施工については、第1編2-3-27羽口工の規定によるものとする。

第8節 擁壁護岸工

1-8-1 一般事項

本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-8-3 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1-8-4 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第1編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。

第9節 根固め工

1-9-1 一般事項

1. 本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員等と協議し、これを処理しなければならない。

1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-9-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、第1編2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

1-9-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

1-9-5 沈床工

沈床工の施工については、第1編2-3-18沈床工の規定によるものとする。

1-9-6 捨石工

捨石工の施工については、第1編2-3-19捨石工の規定によるものとする。

1-9-7 かご工

かご工の施工については、第1編2-14-7かご工の規定によるものとする。

第10節 水制工

1-10-1 一般事項

1. 本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員等と協議し、これを処理しなければならない。
3. 請負者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-10-3 沈床工

沈床工の施工については、第1編2-3-18沈床工の規定によるものとする。

1-10-4 捨石工

捨石工の施工については、第1編2-3-19捨石工の規定によるものとする。

1-10-5 かご工

かご工の施工については、第1編2-14-7かご工の規定によるものとする。

1-10-6 元付工

元付工の施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1-10-7 牛・枠工

1. 請負者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。
2. 請負者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工しなければならない。

1-10-8 杭出し水制工

1. 請負者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
2. 請負者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。

第11節 付帯道路工

1-11-1 一般事項

本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水柵工、縁

石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-11-3 路側防護柵工

路側防護柵工の施工については、第1編2-3-8路側防護柵工の規定によるものとする。

1-11-4 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編2-6-5舗装準備工の規定によるものとする。

1-11-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

1-11-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第1編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

1-11-7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、第1編2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

1-11-8 ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については、第1編2-6-14ブロック舗装工の規定によるものとする。

1-11-9 側溝工

側溝工の施工については、第1編2-3-29側溝工の規定によるものとする。

1-11-10 集水柵工

集水柵工の施工については、第1編2-3-30集水柵工の規定によるものとする。

2. 請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

1-11-11 縁石工

縁石工の施工については、第1編2-3-5縁石工の規定によるものとする。

1-11-12 区画線工

区画線工の施工については、第1編2-3-9区画線工の規定によるものとする。

第12節 付帯道路施設工

1-12-1 一般事項

本節は、付帯道路施設工として境界工、道路附属物工、標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-12-2 境界工

1. 請負者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督員等に報告しなければならない。
2. 請負者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
3. 請負者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「長野県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

ならない。

1-12-3 道路付属物工

道路付属物工の施工については、第1編2-3-10道路付属物工の規定によるものとする。

1-12-4 標識工

標識工の施工については、第1編2-3-6小型標識工の規定によるものとする。

第13節 光ケーブル配管工

1-13-1 一般事項

本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

1-13-3 配管工

1. 請負者は、配管工に使用する材料について、監督員等の承諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。
2. 請負者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。
3. 請負者は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。
4. 請負者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。
5. 請負者は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。

1-13-4 ハンドホール工

ハンドホール工の施工については、第1編2-3-21ハンドホール工の規定によるものとする。

第2章 浚渫（河川）

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫工（バックホウ浚渫船）、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）

2-2-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工（民船・官船）、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
3. 請負者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員等に通報するとともに、すみやかに取り除かななければならない。
5. 請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 請負者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
7. 請負者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

2-2-2 浚渫船運転工（民船・官船）

浚渫船運転工（民船・官船）の施工については、第1編2-16-3浚渫船運転工の規定によるものとする。

2-2-3 作業船及び機械運転工

請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。

2-2-4 配土工

1. 配土工の施工については、第1編2-16-2配土工の規定によるものとする。
2. 請負者は、排送管の保守にあたり、排送管からの漏水により、堤体への悪影響および付近への汚染が生じないようにしなければならない。

第3節 浚渫工（グラブ船）

2-3-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（グラブ船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、

余水処理については、設計図書によらなければならない。

3. 請負者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員等に通報するとともに、すみやかに取り除かなければならない。
5. 請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 請負者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
7. 請負者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

2-3-2 浚渫船運転工

浚渫船運転工の施工については、第1編2-16-3 浚渫船運転工の規定によるものとする。

2-3-3 作業船運転工

請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-6 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 台数
- (2) 設置位置等

2-3-4 配土工

配土工の施工については、第1編2-16-2 配土工の規定によるものとする。

第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）

2-4-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（バックホウ浚渫船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
3. 請負者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員等に通報するとともに、すみやかに取り除かなければならない。
5. 請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 請負者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
7. 請負者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

2-4-2 浚渫船運転工

浚渫船運転工の施工については、第1編2-3-2 浚渫船運転工の規定によるものとする。

2-4-3 作業船運転工

作業船運転工の施工については、本編2-3-3 作業船運転工の規定によるものとする。

る。

2-4-4 揚土工

揚土工の施工については、第1編2-3-3配土工の規定によるものとする。

第5節 浚渫土処理工

2-5-1 一般事項

本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-5-2 浚渫土処理工

1. 請負者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。
2. 請負者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。
3. 請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
4. 請負者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。
5. 請負者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。

第3章 樋門・樋管

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第3章第3節河川土工・砂防土工、第1編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。
5. 請負者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認をもとめなければならない。

建設省 仮締切堤設置基準（案）	（平成10年6月）
建設省 河川砂防技術基準（案）	（平成9年10月）
国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）
国土交通省 機械工事共通仕様書（案）	（平成17年4月）
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（平成19年3月）
長野県土木部 設計基準	（平成19年）

第3節 軽量盛土工

3-3-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-3-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第4節 地盤改良工

3-4-1 一般事項

本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-4-2 固結工

固結工の施工については、第1編2-7-9固結工の規定によるものとする。

第5節 樋門・樋管本体工

3-5-1 一般事項

1. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 請負者は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。
5. 請負者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
6. 請負者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。
なお、請負者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。

3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。
2. 請負者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
3. 請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。
4. 地盤改良の施工については、第1編第2章第7節地盤改良工の規定によるものとする。

3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

3-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

3-5-5 矢板工

1. 矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。
2. 請負者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。
3. 可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいうものとする。

3-5-6 函渠工

1. 請負者は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督員等に報告しなければならない。
3. 請負者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督員等に報告しなければならない。
4. 請負者は、ヒューム管の施工にあたり下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。
 - (2) 請負者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
 - (3) 請負者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。

- (4) 請負者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。
5. 請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。
 - (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
 - (3) 請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあつて、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
6. 請負者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。
- (1) 請負者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。
 - (2) 請負者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。
 - (3) 請負者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力が良好に伝達できるように処理しなければならない。
 - (4) 請負者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。
 - (5) 請負者は、緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。
 - (6) 請負者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意しなければならない。
 - (7) 請負者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。
7. 請負者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。
- (1) 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならない。
 - (2) 請負者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。
 - (3) 請負者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え付けなければならない。
 - (4) 請負者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。
 - (5) 請負者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点は、設計図書によらなければならない。
 - (6) 請負者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。
 - ① 気温が5℃以下のとき。
 - ② 湿度が85%以上のとき。
 - ③ 塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
 - ④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。

- ⑤ 鋼材表面が湿気を帯びているとき。
- ⑥ その他、監督員等が不相当と認めたとき。
- (7) 請負者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。
- (8) 請負者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかなければならない。
- (9) 請負者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。
- (10) 請負者は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならない。
- (11) 請負者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。
- 8. 請負者は、ダクティル鑄鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。
 - (1) 請負者は、JIS G 5526 (ダクティル鑄鉄管[FCD420]) 及び JIS G 5527 (ダクティル鑄鉄異形管[FCD420]) に適合したダクティル鑄鉄管を用いなければならない。
 - (2) 請負者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。
 - (3) 請負者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。
 - (4) 請負者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。
 - (5) 請負者は、継手接合に従事する配管工にダクティル鑄鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。
 - (6) 請負者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。
 - (7) 請負者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鑄鉄管を塗装しなければならない。
 - (8) 請負者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。
 - (9) 請負者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。

3-5-7 翼壁工

1. 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とするものとする。
2. 請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。
3. 請負者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

3-5-8 水叩工

請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。

第6節 護床工

3-6-1 一般事項

本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-6-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

3-6-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、第1編2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

3-6-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。

3-6-5 沈床工

沈床工の施工については、第1編2-3-18沈床工の規定によるものとする。

3-6-6 捨石工

捨石工の施工については、第1編2-3-19捨石工の規定によるものとする。

3-6-7 かが工

1. かが工の施工については、第1編2-14-7かが工の規定によるものとする。
2. 請負者は、かがマットの中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cmの場合はおおむね5cm～15cmのもの、かごの厚さが50cmの場合はおおむね15cm～20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

第7節 水路工

3-7-1 一般事項

本節は、水路工として作業土工、側溝工、集水柵工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

3-7-3 側溝工

側溝工の施工については、第1編2-3-29側溝工の規定によるものとする。

3-7-4 集水柵工

集水柵工の施工については、第1編2-3-30集水柵工の規定によるものとする。

3-7-5 暗渠工

1. 暗渠工の施工については、第6編1-9-6場所打函渠工の規定によるものとする。
2. 請負者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。
3. 請負者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。

3-7-6 樋門接続暗渠工

樋門接続暗渠工の施工については、第6編1-9-6場所打函渠工の規定によるものとする。

3-7-7 堤脚水路工

請負者は、堤脚水路を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員等と設計図書に関して協議しなければならない。

第8節 付属物設置工

3-8-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

3-8-3 防止柵工

防止柵工の施工については、第1編2-3-7防止柵工の規定によるものとする。

3-8-4 境界工

1. 請負者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員等の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督員等に報告しなければならない。
2. 請負者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
3. 請負者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「長野県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。
4. 請負者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。
5. 請負者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。

3-8-5 銘板工

請負者は、銘板及び標示板の施工にあたって、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員等に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員等と協議しなければならない。

3-8-6 点検施設工

請負者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

3-8-7 階段工

請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

3-8-8 観測施設工

請負者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

3-8-9 グラウトホール工

請負者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

第4章 水門

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工、仮設工は、第1編第2章第8節工場製品輸送工、第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第3章第3節河川土工・砂防土工、第1編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認をもとめなければならない。

建設省 仮締切堤設置基準（案）	（平成10年6月）
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	（平成11年3月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）	（平成14年3月）
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（平成17年4月）
国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説	（平成13年9月）
日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成16年4月）
長野県土木部 設計基準	（平成19年）

第3節 工場製作工

4-3-1 一般事項

本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、铸造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-3-2 材料

材料については、第1編2-1 2-2材料の規定によるものとする。

4-3-3 桁製作工

桁製作工の施工については、第1編2-1 2-3桁製作工の規定によるものとする。

4-3-4 鋼製伸縮継手製作工

鋼製伸縮継手製作工の施工については、第1編2-1 2-5鋼製伸縮継手製作工の規定によるものとする。

4-3-5 落橋防止装置製作工

落橋防止装置製作工の施工については、第1編2-12-6落橋防止装置製作工の規定によるものとする。

4-3-6 鋼製排水管製作工

鋼製排水管製作工の施工については、第1編2-12-10鋼製排水管製作工の規定によるものとする。

4-3-7 橋梁用防護柵製作工

橋梁用防護柵製作工の施工については、第1編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定によるものとする。

4-3-8 鋳造費

請負者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）によらなければならない。

4-3-9 仮設材製作工

請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。

4-3-10 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編2-12-11工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 工場製品輸送工

4-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第1編2-8-2輸送工の規定によるものとする。

第5節 軽量盛土工

4-5-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-5-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第6節 水門本体工

4-6-1 一般事項

1. 本節は、水門本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、水門工の施工においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
3. 請負者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書に基づき施工しなければならない。
4. 請負者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物

としなければならない。

5. 請負者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。

4-6-2 材 料

水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。

4-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

4-6-4 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

4-6-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

4-6-6 矢板工（遮水矢板）

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

4-6-7 床版工

1. 請負者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 請負者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。
3. 請負者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。
なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員等と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。
4. 請負者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。

4-6-8 堰柱工

1. 請負者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。
2. 請負者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。
3. 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、本編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。

4-6-9 門柱工

埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、本編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。

4-6-10 ゲート操作台工

1. 請負者は、コンクリート打設にあたっては、操作台1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。

2. 請負者は、操作台開口部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。

4-6-11 胸壁工

胸壁工は、水門本体と一体とした構造とするものとする。

4-6-12 翼壁工

1. 翼壁工は、水門及び水門本体と分離させた構造とするものとする。
2. 請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じて水密性が確保できるように施工しなければならない。
3. 請負者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

4-6-13 水叩工

請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じて水密性が確保できるように施工しなければならない。

第7節 護床工

4-7-1 一般事項

本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

4-7-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、第1編2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

4-7-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。

4-7-5 沈床工

沈床工の施工については、第1編2-3-18沈床工の規定によるものとする。

4-7-6 捨石工

捨石工の施工については、第1編2-3-19捨石工の規定によるものとする。

4-7-7 かご工

1. かご工の施工については、第1編2-14-7かご工の規定によるものとする。
2. 請負者は、かごマットの中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cmの場合はおおむね5cm~15cmのもの、かごの厚さが50cmの場合はおおむね15cm~20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

第8節 付属物設置工

4-8-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

4-8-3 防止柵工

防止柵工の施工については、第1編2-3-10防止柵工の規定によるものとする。

4-8-4 境界工

境界工の施工については、本編3-8-4境界工の規定によるものとする。

4-8-5 管理橋受台工

請負者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

4-8-6 銘板工

銘板工の施工については、本編3-8-5銘板工の規定によるものとする。

4-8-7 点検施設工

点検施設工の施工については、本編3-8-6点検施設工の規定によるものとする。

4-8-8 階段工

階段工の施工については、本編3-8-7階段工の規定によるものとする。

4-8-9 観測施設工

観測施設工の施工については、本編3-8-8観測施設工の規定によるものとする。

第9節 鋼管理橋上部工

4-9-1 一般事項

1. 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設、ケーブルクレーン架設、ケーブルエレクション架設、架設桁架設、送出し架設、トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員等に提出しなければならない。
3. 請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。
4. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
5. 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

4-9-2 材料

1. 請負者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。
 - (1) 仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）
 - (2) 関係法令
 - (3) 部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等）
2. 請負者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。
3. 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。
 - (1) 表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
 - (2) 石粉以外のフィラーの品質
4. 請負者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員等が承諾した場合には、請負者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。
 - (1) 基層及び表層に使用する骨材

5. 請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督員等に提出し、設計図書に関して承諾を得なければならない。
- (1) 基層及び表層に使用するアスファルト
 - (2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料
- なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造 60 日を経過した材料を使用してはならない。
6. 請負者は、小規模工事においては、本条 4 項の規定に係わらず、使用実績のある以下の材料の試験成績表の提出によって試料及び試験結果の提出に代えることができるものとする。
- (1) 基層及び表層に使用する骨材
7. 請負者は、小規模工事においては、本条 6 項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を省略することができるものとする。
- (1) 基層及び表層に使用する骨材
8. 現場塗装の材料については、第 1 編 2-1-2-2 材料の規定によるものとする。

4-9-3 地組工

地組工の施工については、第 1 編 2-1-3-2 地組工の規定によるものとする。

4-9-4 架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）の施工については、第 1 編 2-1-3-3 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

4-9-5 架設工（ケーブルクレーン架設）

架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第 1 編 2-1-3-4 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

4-9-6 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第 1 編 2-1-3-5 架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。

4-9-7 架設工（架設桁架設）

架設工（架設桁架設）の施工については、第 1 編 2-1-3-6 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

4-9-8 架設工（送出し架設）

架設工（送出し架設）の施工については、第 1 編 2-1-3-7 架設工（送出し架設）の規定によるものとする。

4-9-9 架設工（トラベラークレーン架設）

架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第 1 編 2-1-3-8 架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

4-9-10 支承工

請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第 5 章 支承部の施工」（日本道路協会、平成 16 年 4 月）によらなければならない。

4-9-11 現場継手工

現場継手工の施工については、第 1 編 2-3-2-3 現場継手工の規定によるものとする。

第10節 橋梁現場塗装工

4-10-1 一般事項

本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-10-2 現場塗装工

現場塗装工の施工については、第1編2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

第11節 床版工

4-11-1 一般事項

本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-11-2 床版工

床版工の施工については、第1編2-18-2床版工の規定によるものとする。

第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）

4-12-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-12-2 伸縮装置工

1. 請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督員等に報告しなければならない。
2. 請負者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によるものとする。

4-12-3 排水装置工

請負者は、排水柵の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水柵水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。

4-12-4 地覆工

請負者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。

4-12-5 橋梁用防護柵工

請負者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

4-12-6 橋梁用高欄工

請負者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。

4-12-7 検査路工

請負者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。

4-12-8 銘板工

銘板工の施工については、第1編2-3-25銘板工の規定によるものとする。

第13節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）

4-13-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-13-2 橋梁足場工

請負者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。

4-13-3 橋梁防護工

請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。

4-13-4 昇降用設備工

請負者は、登り栈橋、工事用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。

第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

4-14-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン、架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定めるものである。
2. 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
 - (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
 - (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
 - (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
 - (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

4-14-2 プレテンション桁製作工（購入工）

プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第1編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定によるものとする。

4-14-3 ポストテンション桁製作工

ポストテンション桁製作工の施工については、第1編2-3-13ポストテンション

桁製作工の規定によるものとする。

4-14-4 プレキャストセグメント製作工（購入）

プレキャストブロック購入については、第1編4-12-1 2プレテンション桁製作工（購入）の規定によるものとする。

4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工

プレキャストセグメント主桁組立工の施工については、第1編2-3-1 4プレキャストセグメント主桁組立工の規定によるものとする。

4-14-6 支承工

支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工 の規定によるものとする。

4-14-7 架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）の施工については、第1編2-1 3-3架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

4-14-8 架設工（架設桁架設）

桁架設については、第1編2-1 3-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

4-14-9 床版・横組工

横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編2-3-1 3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

4-14-10 落橋防止装置工

請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

第15節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）

4-15-1 一般事項

本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定めるものである。

4-15-2 架設支保工（固定）

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編4章第7節型枠・支保の規定によるものとする。

4-15-3 支承工

支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定によるものとする。

4-15-4 落橋防止装置工

請負者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

4-15-5 PCホロースラブ製作工

PCホロースラブ製作工の施工については、第1編2-3-1 5PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。

第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）

4-16-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものである。

4-16-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、本編4-12-2伸縮装置工の規定によるものとする。

4-16-3 排水装置工

排水装置工の施工については、本編4-12-3排水装置工の規定によるものとする。

4-16-4 地覆工

地覆工の施工については、本編4-12-4地覆工の規定によるものとする。

4-16-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、本編4-12-5橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

4-16-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、本編4-12-6橋梁用高欄工の規定によるものとする。

4-16-7 検査路工

検査路工の施工については、本編4-12-7検査路工の規定によるものとする。

4-16-8 銘板工

銘板工の施工については、第1編2-3-25銘板工の規定によるものとする。

第17節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）

4-17-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-17-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、本編4-13-2橋梁足場工の規定によるものとする。

4-17-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、本編4-13-3橋梁防護工の規定によるものとする。

4-17-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、本編4-13-4昇降用設備工の規定によるものとする。

第18節 舗装工

4-18-1 一般事項

1. 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施し

なければならない。

3. 請負者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
4. 請負者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

4-18-2 材 料

材料については、第1編2-6-2材料の規定によるものとする。

4-18-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編2-6-5舗装準備工の規定によるものとする。

4-18-4 橋面防水工

橋面防水工の施工については、第1編2-6-6橋面防水工の規定によるものとする。

4-18-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

4-18-6 半たわみ性舗装工

半たわみ性舗装工の施工については、第1編2-6-8半たわみ性舗装工の規定によるものとする。

4-18-7 排水性舗装工

排水性舗装工の施工については、第1編2-6-9排水性舗装工の規定によるものとする。

4-18-8 透水性舗装工

透水性舗装工の施工については、第1編2-6-10透水性舗装工の規定によるものとする。

4-18-9 グースアスファルト舗装工

グースアスファルト舗装工の施工については、第1編2-6-11グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。

4-18-10 コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工の施工については、第1編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. アスファルト中間層施工後3L/m²程度の石粉（石粉：水=1:1）を散布してからコンクリート舗装を施工しなければならない。
3. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。
4. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。
5. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。
6. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。
7. 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。

4-18-11 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、第1編2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

4-18-12 ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については、第1編2-6-14ブロック舗装工の規定によるものとする。

第5章 堰

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋、PCホロースラブ橋、PC箱桁橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第8節工場製品輸送工、第1編第3章第3節河川土工、砂防土工、第1編第2章第11節軽量盛土工、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川工事において、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
5. 請負者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）の規定によらなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認をもとめなければならない。

ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	（平成11年3月）
国土開発技術研究センター	ゴム引布製起伏堰技術基準（案）	（平成12年10月）
建設省	仮締切堤設置基準（案）	（平成10年6月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（昭和60年2月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）
長野県土木部	設計基準	（平成19年）

第3節 工場製作工

5-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、仮設材製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員等の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場

合は遅滞なく提示しなければならない。

4. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。
5. 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。

5-3-2 材料

堰の材料については、第1編2-12-2材料の規定によるものとする。

5-3-3 刃口金物製作工

刃口金物製作工の施工については、第1編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。

5-3-4 桁製作工

桁製作工の施工については、第1編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。

5-3-5 検査路製作工

検査路製作工の施工については、第1編2-12-4検査路製作工の規定によるものとする。

5-3-6 鋼製伸縮継手製作工

鋼製伸縮継手製作工については、第1編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定によるものとする。

5-3-7 落橋防止装置製作工

落橋防止装置製作工については、第1編2-12-6落橋防止装置製作工の規定によるものとする。

5-3-8 鋼製排水管製作工

鋼製排水管製作工については、第1編2-12-10鋼製排水管製作工の規定によるものとする。

5-3-9 プレベーム用桁製作工

プレベーム用桁製作工については、第1編2-12-9プレベーム用桁製作工の規定によるものとする。

5-3-10 橋梁用防護柵製作工

橋梁用防護柵製作工については、第1編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定によるものとする。

5-3-11 鋳造費

鋳造費については、本編4-3-8鋳造費の規定によるものとする。

5-3-12 アンカーフレーム製作工

アンカーフレーム製作工については、第1編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定によるものとする。

5-3-13 仮設材製作工

仮設材製作工については、本編4-3-9仮設材製作工の規定によるものとする。

5-3-14 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編2-12-11工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 工場製品輸送工

5-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第1編2-8-2輸送工の規定によるものとする

第5節 軽量盛土工

5-5-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-5-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第6節 可動堰本体工

5-6-1 一般事項

1. 本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、開門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定によらなければならない。

5-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

5-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

5-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

5-6-5 オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については、第1編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定によるものとする。

5-6-6 ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第1編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定によるものとする。

5-6-7 矢板工

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

5-6-8 床版工

床版工の施工については、本編4-6-7床版工の規定によるものとする。

5-6-9 堰柱工

堰柱工については、本編4-6-8堰柱工の規定によるものとする。

5-6-10 門柱工

埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本編4-6-7床版工第3項

及び第4項の規定によるものとする。

5-6-11 ゲート操作台工

ゲート操作台工については、本編4-6-10ゲート操作台工の規定によるものとする。

5-6-12 水叩工

1. 請負者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 請負者は、コンクリート打設にあたっては、水叩工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。

5-6-13 閘門工

閘門工の施工については、本編4-6-8堰柱工の規定によるものとする。

5-6-14 土砂吐工

土砂吐工の施工については、本編5-7-8堰本体工の規定によるものとする。

5-6-15 取付擁壁工

請負者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。

第7節 固定堰本体工

5-7-1 一般事項

1. 本節は、固定堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定によらなければならない。

5-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

5-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

5-7-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

5-7-5 オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については、第1編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定によるものとする。

5-7-6 ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第1編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定によるものとする。

5-7-7 矢板工

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

5-7-8 堰本体工

1. 請負者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打ち継ぐ場合の施工については、第1編4-5-7打継目の規定によるものとする。

5-7-9 水叩工

水叩工の施工については、本編5-6-12水叩工の規定によるものとする。

5-7-10 土砂吐工

土砂吐工の施工については、本編5-7-8堰本体工の規定によるものとする。

5-7-11 取付擁壁工

取付擁壁工の施工については、本編5-6-15取付擁壁工の規定によるものとする。

第8節 魚道工

5-8-1 一般事項

1. 本節は、魚道工として作業土工、魚道本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工の規定によらなければならない。

5-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

5-8-3 魚道本体工

請負者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。

第9節 管理橋下部工

5-9-1 一般事項

本節は、管理橋下部工として管理橋橋台工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-9-2 管理橋橋台工

請負者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

第10節 鋼管理橋上部工

5-10-1 一般事項

1. 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員等に提出しなければならない。
3. 請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかななければならない。
4. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
5. 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

5-10-2 材料

鋼管理橋上部工材料については、本編4-9-2材料の規定によるものとする。

5-10-3 地組工

地組工の施工については、第1編2-3-2地組工の規定によるものとする。

5-10-4 架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）の施工については、第1編2-3-3架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

5-10-5 架設工（ケーブルクレーン架設）

架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第1編2-3-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

5-10-6 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第1編2-3-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。

5-10-7 架設工（架設桁架設）

架設工（架設桁架設）の施工については、第1編2-3-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

5-10-8 架設工（送出し架設）

架設工（送出し架設）の施工については、第1編2-3-7架設工（送出し架設）の規定によるものとする。

5-10-9 架設工（トラベラークレーン架設）

架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第1編2-3-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

5-10-10 支承工

請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工 によらなければならない。

5-10-11 現場継手工

現場継手工の施工については、本編4-9-11現場継手工の規定によるものとする。

第11節 橋梁現場塗装工

5-11-1 一般事項

本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-11-2 現場塗装工

現場塗装工の施工については、第1編2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

第12節 床版工

5-12-1 一般事項

本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-12-2 床版工

床版工の施工については、第1編2-18-2床版工の規定によるものとする。

第 1 3 節 橋梁付属物工（鋼管理橋）

5-13-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-13-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、第 1 編 2-3-2 4 伸縮装置工の規定によるものとする。

5-13-3 排水装置工

排水装置工の施工については、本編 4-1 2-3 排水装置工の規定によるものとする。

5-13-4 地覆工

地覆工の施工については、本編 4-1 2-4 地覆工の規定によるものとする。

5-13-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、本編 4-1 2-5 橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

5-13-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、本編 4-1 2-6 橋梁用高欄工の規定によるものとする。

5-13-7 検査路工

検査路工の施工については、本編 4-1 2-7 検査路工の規定によるものとする。

5-13-8 銘板工

銘板工の施工については、第 1 編 2-3-2 5 銘板工の規定によるものとする。

第 1 4 節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）

5-14-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-14-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、本編 4-1 3-2 橋梁足場工の規定によるものとする。

5-14-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、本編 4-1 3-3 橋梁防護工の規定によるものとする。

5-14-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、本編 4-1 3-4 昇降用設備工の規定によるものとする。

第 1 5 節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

5-15-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設、架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定めるものである。

2. 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。

- (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
- (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
- (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
- (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）

3. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。

4. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。

5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-15-2 プレテンション桁製作工（購入）

プレテンション桁製作工（購入）の施工については、第1編2-3-12プレテンション桁製作工（購入）の規定によるものとする。

5-15-3 ポストテンション桁製作工

ポストテンション桁製作工の施工については、第1編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

5-15-4 プレキャストセグメント製作工（購入）

プレキャストブロック購入については、第1編2-3-12プレテンション桁製作工（購入）の規定によるものとする。

5-15-5 プレキャストセグメント主桁組立工

プレキャストセグメント主桁組立工については、第1編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定によるものとする。

5-15-6 支承工

支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。

5-15-7 架設工（クレーン架設）

プレキャスト桁の運搬については、第1編第2章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。

5-15-8 架設工（架設桁架設）

桁架設については、第1編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

5-15-9 床版・横組工

横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

5-15-10 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については、本編4-14-10落橋防止装置工の規定によるものとする。

第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）

5-16-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定めるものである。
2. 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
 - （1）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
 - （2）施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
 - （3）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
 - （4）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-16-2 架設支保工（固定）

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第4章第7節型枠・支保の規定によるものとする。

5-16-3 支承工

支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。

5-16-4 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については、本編4-14-10落橋防止装置工の規定によるものとする。

5-16-5 PCホロースラブ製作工

PCホロースラブ製作工の施工については、第1編2-3-15PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。

第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）

5-17-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）として架設支保工（固定）、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止装置工、その他これらに類する工種について定めるものである。
2. 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
 - （1）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
 - （2）施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
 - （3）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
 - （4）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コン

クリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。

4. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。

5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-17-2 架設支保工（固定）

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第4章第7節型枠・支保の規定によるものとする。

5-17-3 支承工

支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。

5-17-4 PC箱桁製作工

PC箱桁製作工の施工については、第1編2-3-16 PC箱桁製作工の規定によるものとする。

5-17-5 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については、本編4-14-10落橋防止装置工の規定によるものとする。

第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）

5-18-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものである。

5-18-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、第1編2-3-24伸縮装置工の規定によるものとする。

5-18-3 排水装置工

排水装置工の施工については、本編4-12-3排水装置工の規定によるものとする。

5-18-4 地覆工

地覆工の施工については、本編4-12-4地覆工の規定によるものとする。

5-18-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、本編4-12-5橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

5-18-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、本編4-12-6橋梁用高欄工の規定によるものとする。

5-18-7 検査路工

検査路工の施工については、本編4-12-7検査路工の規定によるものとする。

5-18-8 銘板工

銘板工の施工については、第1編2-3-25銘板工の規定によるものとする。

第19節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）

5-19-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-19-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、本編4-13-2 橋梁足場工の規定によるものとする。

5-19-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、本編4-13-3 橋梁防護工の規定によるものとする。

5-19-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、本編4-13-4 昇降用設備工の規定によるものとする。

第20節 付属物設置工

5-20-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-20-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

5-20-3 防止柵工

防止柵工の施工については、第1編2-3-7 防止柵工の規定によるものとする。

5-20-4 境界工

境界工の施工については、本編3-8-4 境界工の規定によるものとする。

5-20-5 銘板工

銘板工の施工については、本編3-8-5 銘板工の規定によるものとする。

5-20-6 点検施設工

点検施設工の施工については、本編3-8-6 点検施設工の規定によるものとする。

5-20-7 階段工

階段工の施工については、本編3-8-7 階段工の規定によるものとする。

5-20-8 観測施設工

観測施設工の施工については、本編3-8-8 観測施設工の規定によるものとする。

5-20-9 グラウトホール工

グラウトホール工の施工については、本編3-8-9 グラウトホール工の規定によるものとする。

第6章 排水機場

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工、第1編第2章第11節軽量盛土工、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認をもとめなければならない。

ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成11年3月）

建設省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月）

河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説
（平成13年）

河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説
（平成13年）

長野県土木部 設計基準（平成19年）

第3節 軽量盛土工

6-3-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-3-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第4節 機場本体工

6-4-1 一般事項

1. 本節は、機場本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 請負者は、機場本体工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。
2. 請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
3. 請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。

6-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

6-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

6-4-5 矢板工

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

6-4-6 本体工

1. 請負者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 請負者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 請負者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 請負者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレイカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。
5. 請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。
6. 請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。
7. 請負者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。
8. 請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

6-4-7 燃料貯油槽工

1. 請負者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 請負者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 請負者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 請負者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレイカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。
5. 請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。
6. 請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。

7. 請負者は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。
8. 請負者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。
9. 請負者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないように設置しなければならない。
10. 請負者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。

第5節 沈砂池工

6-5-1 一般事項

1. 本節は、沈砂池工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定めるものとする。
2. 請負者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 請負者は、沈砂池工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。
2. 請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
3. 請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。

6-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

6-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

6-5-5 矢板工

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

6-5-6 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、本編6-4-6本体工の規定によるものとする。

6-5-7 コンクリート床版工

コンクリート床版工の施工については、本編6-4-6本体工の規定によるものとする。

6-5-8 ブロック床版工

1. 請負者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。
2. 請負者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。

3. 請負者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
4. 請負者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。
5. 請負者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。
6. 間詰コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
7. 請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

6-5-9 場所打水路工

1. 請負者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 請負者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 請負者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
5. 請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

第6節 吐出水槽工

6-6-1 一般事項

1. 本節は、吐出水槽工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設計図書によるものとする。
3. 請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 請負者は、吐出水槽工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

6-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。
2. 請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
3. 請負者は、設計図書に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

6-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

6-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

6-6-5 矢板工

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

6-6-6 本土工

本土工の施工については、本編6-4-6本土工の規定によるものとする。

第7章 床止め

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工、第1編第2章第11節軽量盛土工、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川工事において、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

建設省 仮締切堤設置基準（案）

（平成10年6月）

第3節 軽量盛土工

7-3-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

7-3-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第4節 床止め工

7-4-1 一般事項

1. 本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢板工、本土工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定によらなければならない。
3. 請負者は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
4. 請負者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。
5. 請負者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員等と協議し、これを処理しなければならない。
6. 請負者は、本土工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。
また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。

7-4-2 材料

床止め工の材料については、本編1-7-2材料の規定によるものとする。

7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

7-4-4 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

7-4-5 矢板工

矢板工の施工については、第1編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

7-4-6 本体工

1. 本体工の施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然河川づくりによる本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。
2. 請負者は、本体工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
3. 植石張りの施工については、第1編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
4. 請負者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。
5. 請負者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
6. 請負者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
7. 間詰工の施工については、本編1-7-4間詰工の規定によるものとする。
8. 請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。
9. 請負者は、ふとんかごの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。
10. 請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

7-4-7 取付擁壁工

取付擁壁工の施工については、本編5-6-15取付擁壁工の規定によるものとする。

7-4-8 水叩工

1. 請負者は、水叩工の施工については、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。
2. 水叩工の施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
3. 請負者は、水叩工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
4. 請負者は、巨石張りの施工については、第1編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
5. 請負者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。
6. 請負者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
7. 請負者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
8. 間詰工の施工については、本編1-7-4間詰工の規定によるものとする。

9. 請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

第8章 河川維持

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編及び本編第1章～7章の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認をもとめなければならない。

日本道路協会 道路維持修繕要綱

(昭和53年7月)

第3節 巡視・巡回工

8-3-1 一般事項

本節は、巡視・巡回工として河川巡視工その他これに類する工種について定めるものとする。

8-3-2 河川巡視工

1. 請負者は、巡視にあたり、設計図書に示す巡視に必要な物品及び書類等を所持しなければならない。
2. 請負者は、巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
3. 請負者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は監督員等に報告しなければならない。
4. 請負者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知または報告を受けた場合は、監督員等にその内容を報告しなければならない。
5. 請負者は、巡視結果について別に定めた様式により監督員等に提出しなければならない。
6. 請負者は、設計図書で定めた資格を有する者を、河川巡視員に定めなければならない。

第4節 除草工

8-4-1 一般事項

本節は、除草工として堤防除草工その他これに類する工種について定めるものとする。

8-4-2 堤防除草工

1. 請負者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。
2. 請負者は、草の刈取り高については、10cm以下として施工しなければならない。
ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10cm以下で施工

できない場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

3. 請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。
4. 請負者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。

第5節 堤防養生工

8-5-1 一般事項

本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-5-2 芝養生工

1. 請負者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員等の指示した場合はこの限りではない。
2. 請負者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督員等に確認を得なければならない。

なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

3. 請負者は、人力により雑草の抜き取りを施工するものとする。

8-5-3 伐木除根工

1. 請負者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員等の指示した場合はこの限りではない。
2. 請負者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。

第6節 構造物補修工

8-6-1 一般事項

本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種について定めるものとする。

8-6-2 材料

クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によるものとする。

8-6-3 クラック補修工

1. 請負者は、クラック補修の施工については、水中施工を行ってはいけない。
2. 請負者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。
3. 請負者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。
4. 請負者は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督員等の指示によらなければならない。

8-6-4 ボーリンググラウト工

1. 請負者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。
2. 請負者は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。
3. 請負者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。
4. 請負者は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。
5. 請負者は、監督員等が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
6. 請負者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後は、圧力水により孔内の

スライムを除去し、洗浄しなければならない。

7. 請負者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。
8. 請負者は、グラウチング用配管の配管方式について、設計図書によらなければならない。
9. 請負者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造し、輸送しなければならない。
10. 請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、監督員等の承諾を得た計量方法によらなければならない。なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査しなければならない。
11. 請負者は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に従い管理しなければならない。
12. 請負者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。
13. 請負者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。
14. 請負者は、注入中、堤体等にミルクの漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。
15. 請負者は、監督員等から指示された場合には、追加グラウチングを行わなければならない。
なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督員等の指示によらなければならない。

8-6-5 欠損部補修工

1. 請負者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
2. 請負者は、施工前に欠損箇所の有害物の除去を行わなければならない。

第7節 路面補修工

8-7-1 一般事項

本節は、路面補修工として不陸整正工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-7-2 材料

1. 路面補修工で使用する材料については、第1編2-3-2材料、2-6-2アスファルト舗装の材料、2-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
2. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によるものとする。
3. 請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。
4. 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用するものとする。

8-7-3 不陸整正工

1. 請負者は、補修面を平坦に整正した後、補修材を均等に敷均し締固めなければならない。
2. 請負者は、補修面の凹部については、堤体と同等品質の材料を補充しなければならない。

8-7-4 コンクリート舗装補修工

コンクリート舗装補修工の施工については、第1編2-6-19コンクリート舗装補修工の規定によるものとする。

8-7-5 アスファルト舗装補修工

アスファルト舗装補修工の施工については、第1編2-6-18アスファルト舗装補修工の規定によるものとする。

第8節 付属物復旧工

8-8-1 一般事項

本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-8-2 付属物復旧工

1. 請負者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督員等より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督員等に報告しなければならない。
2. 請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
3. 請負者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。
4. 請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
5. 請負者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

第9節 付属物設置工

8-9-1 一般事項

本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工、付属物設置工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

8-9-3 防護柵工

防護柵工の施工については、第1編2-3-8路側防護柵工の規定によるものとする。

8-9-4 境界杭工

境界杭工の施工については、本編3-8-4境界工の規定によるものとする。

8-9-5 付属物設置工

付属物設置工の施工については、第1編2-3-10道路付属物工の規定によるものとする。

第10節 光ケーブル配管工

8-10-1 一般事項

本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

8-10-3 配管工

配管の設置については、本編1-13-3配管工の規定によるものとする。

8-10-4 ハンドホール工

ハンドホール工の施工については、第1編2-3-21ハンドホール工の規定によるものとする。

第11節 清掃工

8-11-1 一般事項

本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-11-2 材 料

塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によるものとする。

8-11-3 塵芥処理工

請負者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

8-11-4 水面清掃工

請負者は、水面清掃工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。

第12節 植栽維持工

8-12-1 一般事項

本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-12-2 材 料

材料については、第1編2-17-2材料の規定によるものとする。

8-12-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、第1編2-17-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第13節 応急処理工

8-13-1 一般事項

本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-13-2 応急処理作業工

請負者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督員等に報告しなければならない。

第14節 撤去物処理工

8-14-1 一般事項

本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類する工種について定めるもの

とする。

8-14-2 運搬処理工

1. 請負者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
2. 請負者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督員等の指示を受けなければならない。

第9章 河川修繕

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工、第1編第2章第11節軽量盛土工、第1編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編及び本編第1章～7章の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。
5. 請負者は、河川工事において、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員等に確認をもとめなければならない。

日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)	(平成11年3月)
河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	(平成13年)
長野県土木 設計基準	(平成19年)

第3節 軽量盛土工

9-3-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

9-3-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第4節 腹付工

9-4-1 一般事項

本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

9-4-2 覆土工

作業土工の施工については、第1編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

9-4-3 植生工

植生工の施工については、第1編2-14-2植生工の規定によるものとする。

第5節 側帯工

9-5-1 一般事項

本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する工種について定めるものとする。

する。

9-5-2 縁切工

1. 縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書によらなければならない。
2. 縁切工のうち、じゃかごの施工については、第1編2-3-2 7羽口工の規定によるものとする。
3. 縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第1編2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。
4. 縁切工のうち、石張りの施工については、第1編2-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。
5. 請負者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。

9-5-3 植生工

植生工の施工については、第1編2-1 4-2 植生工の規定によるものとする。

第6節 堤脚保護工

9-6-1 一般事項

本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定めるものとする。

9-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

9-6-3 石積工

石積工の施工については、第1編2-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。

9-6-4 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第1編2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

第7節 管理用通路工

9-7-1 一般事項

本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定めるものとする。

9-7-2 防護柵工

1. 防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵については、第1編2-3-8 路側防護柵工の規定によるものとする。
2. 防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第1編第2章第9節構造物撤去工の規定によるものとする。
3. 請負者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。

9-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

9-7-4 路面切削工

請負者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。

9-7-5 舗装打換え工

舗装打換え工の施工については、第1編2-6-16舗装打換え工の規定によるものとする。

9-7-6 オーバーレイ工

オーバーレイ工の施工については、第1編2-6-17オーバーレイ工の規定によるものとする。

9-7-7 排水構造物工

1. 排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、第1編2-3-29側溝工の規定によるものとする。
2. 排水構造物工のうち、集水樹工、人孔、蓋の施工については、第1編2-3-30集水樹工の規定によるものとする。

9-7-8 道路付属物工

1. 道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック等の付属物については、第1編2-3-5縁石工の規定によるものとする。
2. 道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第1編第2章第9節構造物撤去工の規定によるものとする。
3. 請負者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。

第8節 現場塗装工

9-8-1 一般事項

1. 本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工、その他これに類する工種について定めるものである。
2. 請負者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。
3. 請負者は、塗装仕様については、設計図書によらなければならない。
4. 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

9-8-2 材料

現場塗装の材料については、第1編2-12-2材料の規定によるものとする。

9-8-3 付属物塗装工

1. 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は**設計図書**に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。

表 9-1 素地調整程度と作業内容

素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法
3種A	15~30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上
3種B	5~15%	15~30%	同上	同上
3種C	5%以下	5~15%	同上	同上
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上

2. 素地調整程度1種の施工については、第1編2-3-3.1現場塗装工の規定によるものとする。
3. 請負者は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。
4. 素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工については、第1編2-3-3.1現場塗装工の規定によるものとする。
5. 中塗り、上塗りの施工については、第1編2-3-3.1現場塗装工の規定によるものとする。
6. 施工管理の記録については、第1編2-3-3.1現場塗装工の規定によるものとする。

9-8-4 コンクリート面塗装工

コンクリート面塗装工の施工については、第1編2-3-1.1コンクリート面塗装工の規定によるものとする。